

○消防防災用設備機器性能評定委員会規程

〔平成13年4月2日〕
消安セ規程第7号

改正 平成18年9月1日消安セ規程第23号
平成21年4月1日消安セ規程第7号
平成21年11月20日消安セ規程第18号
平成25年4月1日消安セ規程第1号
平成27年2月10日消安セ規程第2号
令和2年8月19日消安セ規程第10号
令和4年10月25日消安セ規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、消防防災用設備機器性能評定規程（平成13年消安セ規程第3号。以下「規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、性能評定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、規程第3条に規定する消防防災の用に供する設備機器（以下「設備機器」という。）に関し次の事項について審査する。

- (1) 規程第5条に規定する型式評定
- (2) 規程第6条に規定する型式変更評定
- (3) 規程第9条に規定する性能確認
- (4) 規程第13条に規定する性能評定内容及び試験方法が変更された場合における型式失効
- (5) その他必要な事項

(委員会)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）理事長が委嘱する。

- (1) 建築学、機械工学、化学、電気工学その他の評価業務に関連する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
- (2) 建築、機械、化学、電気その他の評価業務に関する分野の試験研究機関において試験研究に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者
- (3) 消防機関の職員で評価業務に関する分野における管理的又は監督的な職にあり、又はあった者で、かつ、これらの分野について高度の専門的な知識と深い経験を有する者
- (4) その他安全センター理事長が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

2 委員会に、委員の互選による委員長1名を置く。

- 3 委員長は、必要に応じ委員会を開催し、統括する。
- 4 委員会に、委員長が指名する副委員長1名を置き、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 5 委員長は、必要に応じ専門委員会の専門委員長を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第4条 委員会に、別表に掲げる専門委員会を置く。

- 2 専門委員会の専門委員は、前条第1項各号に掲げる者のうちから安全センター理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会は、委員長が諮問する事項について審査し、委員長に報告する。
- 4 専門委員会に、専門委員の互選による専門委員長1名を置く。
- 5 専門委員長は、必要に応じ専門委員会を開催し、専門委員会を統括する。
- 6 専門委員会に、専門委員長が指名する副専門委員長1名を置き、専門委員長に事故あるときは、副専門委員長が専門委員長の職務を代行する。

(特別委員等)

第5条 委員会及び専門委員会に、それぞれ特別委員及び特別専門委員をおくことができる。

- 2 特別委員及び特別専門委員は、特殊な設備機器に関して高度の専門知識を有する者のうちから安全センター理事長が委嘱する。

(委員及び専門委員の任期)

第6条 委員及び専門委員の任期は、2年とする。

- 2 特別委員及び特別専門委員の任期は、当該設備機器の審査等が終了するまでとする。
- 3 委員及び専門委員は、再任されることができる。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、必要に応じて招集して開催し、委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 前項の場合において、あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した場合又は代理出席者を立てた場合については、出席したものとみなす。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由により必要があると認めるときは、第1項にかかわらず招集に代えて、事案の概要を記載した書面の送付又はその他の方法により、意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。
- 5 前項に規定する議決については、第3項の規定を準用する。
- 6 委員会の会議は、非公開とする。

(専門委員会の運営)

第8条 専門委員会は、必要に応じて招集して開催し、専門委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 前項の場合において、あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した場合又は代理出席者を立てた場合については、出席したものとみなす。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由により必要があると認めるときは、第1項にかかわらず招集に代えて、事案の概要を記載した書面の送付又はその他の方法により意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。
- 5 前項に規定する議決については、第3項の規定を準用する。
- 6 専門委員会の会議は、非公開とする。

(関係資料等の開示の禁止等)

第9条 申請者の利益を保護するとともに、審査業務の中立性を確保するため、申請者の承諾のある事項、既に公知の事実である事項等の開示することが差し支えないものを除き、審査の内容の開示は行わない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、安全センター事務局において行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、安全センター理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月2日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から実施する。

附 則 (平成25年4月1日消安セ規程第1号) 抄

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(改正)

第2条 別表に掲げる規程、細則及び要綱等において「財団法人日本消防設備安全センター」とあるものは平成25年4月1日をもって「一般財団法人日本消防設備安全センター」に改正するものとする。

附 則

この規程は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月19日から施行する。

附 則

この規程は、消防庁長官による不活性ガス消火設備の閉止弁の登録を受けた日から実施する。

別表

専門委員会	認定に係る設備等	性能評定に係る設備機器
水系消火設備等専門委員会	屋内消火栓及び連結送水管の放水口、合成樹脂製の管及び管継手、金属製管継手、バルブ類、ポンプを用いる加圧送水装置等、圧力水槽方式の加圧送水装置、加圧送水装置の制御盤、開放型散水ヘッド、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、スプリンクラー設備等に使用される送水口	消火栓、加圧送水装置（内燃機関駆動）、フォームヘッド、住宅用自動消火装置、フード等用簡易自動消火装置、天ぷら油消火用簡易装置、火炎伝送防止装置、採水口その他これらに類するもの
ガス系消火設備等専門委員会	不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド、不活性ガス消火設備等の音響警報装置、不活性ガス消火設備等の容器弁、不活性ガス消火設備等の放出弁、不活性ガス消火設備等の選択弁、不活性ガス消火設備等の制御盤、移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁およびホースリール、粉末消火設備の定圧作動装置、不活性ガス消火設備の閉止弁	不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系制御盤、ガス系消火設備用管、容器弁等、粉末自動消火装置、移動式粉末・泡消火設備、工作機械用自動消火装置、二酸化炭素付臭装置、その他これらに類するもの
警報設備等専門委員会	火災通報装置、総合操作盤	緊急通報装置、消防用設備等試験器、火災通報装置用試験装置、火災・救急装置、自動消防サイレン装置、非常通報装置、その他これらに類するもの
避難設備等専門委員会	避難はしご、避難ロープ、すべり台、救助袋	火災避難用保護具、避難用ろ過式呼吸用保護具、避難ロープ装置、カバー付避難はしご装置、すべり装置、その他これらに類するもの

専門委員会	認定に係る設備等	性能評定に係る設備機器
消防防災活動用資機材等専門委員会	なし	消防防災活動用資機材、シャッター等の水圧開放装置、防火水槽等用鉄蓋、救助隊用保護具、水防用器具、その他これらに類するもの
保守用機器等専門委員会	なし	非常電源模擬負荷装置、ホース端末部耐圧試験器、連結送水管性能試験機、その他これらに類するもの
防火材等専門委員会	なし	防火薬液、防火区画貫通配管等、排気ダクトに使用する断熱材、その他これらに類するもの
可撓管継手等専門委員会	なし	加圧送水装置用可撓管継手、危険物施設用可撓管継手、その他これらに類するもの
防火安全機器等専門委員会	蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識	非常開放面格子、蓄光材等、出火防止装置、簡易火災速知機、他の専門委員会に属さないもの
小規模防火対象物用自動消火設備専門委員会	なし	小規模防火対象物用自動消火設備、その他これらに類するもの